

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8,000円、申立期間②は13万6,000円、申立期間③及び④は16万円、申立期間⑤は18万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月4日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、オンライン記録によると申立人の当該期間に係

る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされていることが確認できる。

- 2 申立期間①から④までについては、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提出した当該期間に係る賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者としめない者が混在することも無かった旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間①から④までに係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までに係る標準賞与額については、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から申立期間①は 8,000 円、申立期間②は 13 万 6,000 円、申立期間③及び④は 16 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間⑤については、申立人が所持する当該期間に係る賞与支給明細書及び前述の賞与支払届から、申立人は、申立事業所から当該期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤に係る標準賞与額については、賞与支給明細書から 18 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 4 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年2月まで

平成12年12月*日に、A市B区役所で婚姻届を提出した時に戸籍係の職員から、国民年金と健康保険の加入手続きも行うように案内を受けた。夫が既に自身の国民年金保険料の免除申請を行っていたので、私は、同市又はC社会保険事務所（当時）において、申立期間に係る保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、当該期間について未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年12月*日に申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったのは、申立人の夫が同年9月に自身の保険料の免除申請を既に行っていたためである旨述べているが、オンライン記録では、申立人の夫の平成12年度に係る保険料の免除記録は確認できず、申立人の主張と相違している。

一方、申立人が厚生年金保険被保険者資格を平成10年12月16日に喪失し、その後、国民年金の加入記録が確認できないことに伴い、12年8月21日に社会保険事務所（当時）において国民年金の加入を勧奨するための「未適用者一覧表（最終）」が作成されたことがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間は、現在も国民年金の未加入期間となっていることから、当時、申立人は前述の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金の再加入手続きを行っておらず、申立期間に係る保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が届出を行ったとするA市B区及びD年金事務所は、申立人に係る申立期間当時の国民年金の加入及び保険料の免除の記録について、

保存年限経過のため資料を保管していない旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 53 年頃、国民年金保険料を徴収に来ていた A 市 B 区の集金人（分任出納員）から、過去の未納分の保険料を遡って納付できる旨の説明を受け、当該集金人に申立期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず、当該期間が国民年金の未納期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年頃、国民年金保険料を徴収に来ていた A 市 B 区の集金人に申立期間の保険料を一括して納付した旨述べているところ、同時点で申立期間の保険料は時効により納付できないが、同年 7 月から 55 年 6 月までは、第 3 回特例納付の実施期間であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

しかしながら、A 市は、同市の集金人が職務上取り扱うことが可能な保険料はあくまで現年度の保険料である旨回答しており、昭和 53 年の時点では過年度保険料である申立期間の保険料を、同市の集金人が特例納付により申立人から徴収することはできなかったと考えられる。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対し別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

私がA事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、平成 18 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同年 9 月 5 日付けで清算終了している上、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B市は、申立人の申立期間に係る課税関係資料は保存年限経過のため保管していない旨回答していることから、申立期間における賞与の支給及び保険料控除の状況について推認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る賞与は現金で支給されたと述べている上、当該賞与に係る賞与支給明細書等の資料を所持していないことから、申立期間に係る賞与の支給等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年頃から 43 年頃まで

私は、従兄弟の紹介により昭和 40 年頃にA社B支社（以下「申立事業所」という。）にC職として入社し、1年ほど申立事業所に勤務した後、D市に在った申立事業所のE事務所に転勤し、同事務所で2年ほどF業務等に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、期間は記憶していないが申立人がC職として申立事業所のE事務所に勤務していたことを記憶している旨回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所の後継事業所であるG社は、申立期間当時の人事記録を保管しているが、申立人に係る人事記録は無い旨回答している上、同社が提出した申立事業所に係る職員録（昭和 40 年 11 月 1 日現在及び 41 年 11 月 1 日現在）に申立人の氏名は記載されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立事業所が加入していたH健康保険組合（当時は、I健康保険組合）は、申立人の組合員記録は確認できない旨回答している。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の被保険者記録は確認できない上、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。